

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

納入通知書を郵送します

平成29年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料(75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象)の納入通知書(年金天引きの方は、特別徴収額決定通知書)を7月10日(月)から順次郵送します。

国民健康保険料は世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

納入通知書・特別徴収額決定通知書は、保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。

国民健康保険料 収入がなかった方も申告を

世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階36番窓口)または保険年金課(市役所1階6番窓口)で申告をしてください。
国民健康保険料・内線1416

国民健康保険料の納付が 困難な方は

あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず生活が困窮し保

険料の納付が困難と認められる場合は、納期限までに申請することで、減免を受けられる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

国民健康保険料・内線1416

高齢受給者証(国民健康保 険)を郵送

70歳〜74歳の方を対象に8月1日(火)から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。現在お使いになっている高齢受給者証の有効期限は、7月31日(月)です。期限が切れた古い高齢受給者証は裁断の上、処分してください。

なお、新しい高齢受給者証の自己負担割合は、平成28年中の所得をもとに判定しますので、今までと異なる場合があります。
国民健康保険料・内線1401

一部負担金の減免制度と 徴収猶予

国民健康保険の加入者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額(二部負担金)には、減免制度があります。対象となるのは、災害、病気、けが、失業、そのほかの特別な事情があり、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、医療機関等での支払いが困難と認められる方です。

また、一時的に自己負担額の支払いを猶予する制度もあります。お早めにご相談ください。
国民健康保険料・内線1399

国民健康保険の加入・脱退 などの手続き

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険以外の保険に加入した場合は、脱退の手続きが必要です。会社等で手続きを代行することはありません。

また、退職した場合など、加入していた健康保険の資格がなくなったときは、国民健康保険に加入するための手続きが必要です。

●手続きに必要なもの ▼立川市の国民健康保険を脱退する場合Ⅱ立川市の国民健康保険の保険証、新しく加入した健康保険の保険証(全員分。コピー可)、印鑑▼立川市の国民健康保険に加入する場合Ⅱ加入していた健康保険の資格喪失証明書等、印鑑、運転免許証等(本人確認書類)

国民健康保険料・内線1401

「ジェネリック医薬品に 関するお知らせ」を7月下旬 に郵送

ジェネリック医薬品を利用することで自己負担額の縮減が見込まれる国民健康保険被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送します。

ジェネリック医薬品へのご理解と積極的な利用が、ご家庭での医療費節約と増え続ける医療費抑制の一助となりますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険料・内線1424

夢育て・たちかわ子ども 21プラン推進会議市民委 員を募集

市の子どもに関する総合計画「夢育て・たちかわ子ども21プラン」の推進や実施状況の検証などを行います。

▼対象Ⅱ原則平日夜間(午後8時30分まで)の会議に出席できる中学生以上の市民の方(会議は2か月に1回程度。保育あり。初回は10月を予定) **▼募集人数Ⅱ**①一般Ⅲ3人②中学1年生Ⅳ高校3年生Ⅴ5人(いずれも選考) **▼任期Ⅱ**任命の日から2年間 **▼報酬Ⅱ**1回①1万8000円②20000円 **▼応募方法Ⅱ**9月15日(金)〔必着〕までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業(学生の方は学校名と学年)と①の方は「立川市の今後の子育て・子育て支援についての意見」②の方は「あったらいいなこんなものできたらいいなこと②たちかわ」(いずれも1200字以内)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで子育て推進課(市役所1階21番窓口)内線1340  (528) 4359  kosodatesu@city.tachikawa.lg.jp

立川市史編さん委員の募集

『立川市史』について、市史編さんの基本的な事項を審議します。

▼対象Ⅱ平成29年4月1日現在、20歳以上の市内在住・在勤・在学の方で、平日昼間の会議(任期中に4回〜5回程度を予定)に出席できる方 **▼募集人数Ⅱ**1

人(選考) **▼任期Ⅱ**委嘱の日から2年間 **▼報酬Ⅱ**1回1万8000円 **▼応募方法Ⅱ**7月31日(月)〔必着〕までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業(学生の方は学校名と学年)と「立川市史に必要と考えること」(800字程度)を書いて、直接、または郵送で地域文化課市史編さん担当(市役所2階205会議室)内線4044へ

国民年金保険料免除・猶 予申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度の平成29年度(平成29年7月〜30年6月)の申請を7月から受け付けています(申請月から2年1か月前までの未納月についても申請可)。

免除制度は、国民年金保険料の支払いが困難な場合に、本人、配偶者、世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されるものです。

猶予制度は30歳未満の方が対象でしたが、平成37年6月までは50歳未満に拡大されました。世帯主の所得は審査対象外となり、本人・配偶者の所得が一定以下であれば猶予されます。

免除や猶予を希望する方は、年金手帳、印鑑をご持参の上、申請をしてください。

なお、離職した方には「特例免除」もあります。失業していることが確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)もご持参ください。

国民年金課国民年金係・内線1394